

日本の職務著作権制度の中国制度への示唆

李 暢*, 松縄正登**

Suggestion to the Chinese system of a work made for hire by the Japanese system

Chang Li, Masato MATSUNAWA

抄録

一般に、職務に関する著作権制度は、法人等の従業者により職務上作成された著作物に関する権利の帰属を定める制度である。著作権制度は、職務に関する著作物の権利が従業者に帰属する大陸法系（フランス等）と法人等に帰属する英米法系（英米等）とに大別される。一方、中国の職務に関する著作権制度は、全体として大陸法系に属するものの、「法人著作物」と「職務著作物」という二種類の概念があり、「法人著作物」は従業者が作成した著作物の著作権が法人等に属するのに対し「職務著作物」は自然人である創作者本人に属するという特徴がある。さらに「職務著作物」は「一般職務著作物」と「特殊職務著作物」とに分かれており、それぞれ著作権の帰属先が異なっている。このような三種類の異なる職務に関する著作物について規定を有する国は、他国には例がない。このため、法解釈や実務上、様々な混乱を引き起こしているのが現状である。本稿は、このような問題を解決するため、日本著作権法における職務著作権制度を検討し、中国における職務に関する著作権制度の課題を解決するための原資とすることを目的とするものである。

Abstract

Generally, a copyright system of a work made by an employee in the course of his duties (hereinafter referred to as “a work made for hire”) is that decides legally the ownership of the work by an employee in the course of the performance of his duties in connection with the juridical person, etc. The rule how to decide the ownership of the copyright is different all over the world. The copyright of “the work made for hire” belongs to the employee in the continental law system (France etc.) , and to the employer in the common law system (British and American etc.). But in China, the copyright work made for hire has three types of work according to the ownership of copyright: a work attributed to the employer, to the employee, or to the employer excepting the moral right of authorship. And that causes various problems and creates some confusion in practice.

In order to solve these problems, we will investigate the Japanese System of a work made for hire, and then get some suggestion for the Copyright Law in China.

- * 筑波大学大学院図書館情報メディア研究科博士後期課程
Doctoral Program
Graduate School of Library, Information and Media Studies
University of Tsukuba
- ** 筑波大学図書館情報メディア系
Faculty of Library, Information and Media Science
University of Tsukuba

1. はじめに

1.1 研究背景

中華人民共和国（以下「中国」という。）における著作権制度は、1910年に清朝政府から公布された大清著作権律に始まる。1949年、中華人民共和国が建国され、新政府が樹立されると、旧政府の法令についてはすべて廃止され、それまでの著作権法は失効となった。1991年6月1日に中華人民共和国が成立してから初めてとなる「中華人民共和国著作権法」（以下「中国著作権法」または「中国法」という。）¹が施行された。その後、2001年法改正、2010年法改正を経て現在に至っている²。しかし、上記の二回の法改正を経ても、依然として、職務に関する著作権制度（以下「職務著作権制度」という。）については手がつけられなかったため、職務著作権制度に係る法改正を求める声があがり、専門家、法学者等による多数の意見、論文等が発表された。2011年、政府は法改正に向けた検討作業を開始した³。

職務著作権制度は、法人またはその他の組織（以下「法人等」という。）に属する従業者が職務において作成した著作物（以下「職務に関する著作物」⁴という。）の保護を図る制度である。中国では、「職務に関する著作物」⁵の著作権が、使用者である法人等に帰属する場合と著作物の作成者である従業者に帰属する場合とが存在する。前者を「法人著作物」、後者を「職務著作物」という（中国法11条、16条）⁶。さらに、この「職務著作物」は、「一般職務著作物」と「特殊職務著作物」とに分けられるため、中国著作権法においては、職務に関する著作物が、「法人著作物」、「一般職務著作物」と「特殊職務著作物」の合計三種類が存在することになる⁷。

ところで、世界の著作権法は、フランス、ドイツなどを中心とする法体系（大陸法）とイギリス、アメリカなどを中心とする法体系（英米法）の二大体系がある。大陸法は、法理念として、自然権思想を重視し、著作者の著作者人格権と著作財産権の双方の保護を対等に重視するという二元論の立場をとるのに対し、英米法は、法人等の著作財産権を重視するという一元論の立場をとる。

中国著作権法は、フランス著作権法の法理念を理論的基礎としているため、大陸法に属するものとされる⁸が、一方、同法のなかの職務著作権の規定については、英米法の法理念である「財産権論」を参照し、著作権における法人優位性をその基礎理念として導入している。このように、中国著作権法における職務著作権の規定は、大陸法系と英米法系の著作権法双方の影響がみられることが特徴である。

この職務著作権の規定は、この両体系の著作権法を取り入れることにより、自然人著作者と法人等の利益のバランスを図ろうとしたものである。職務に関する著作物のうち、法人著作物においては、法人等が著作者となり、法人等の利益を優先し、一般職務著作物においては、自然人の著作者の精神的権利である著作者人格権⁹と、著作者の財産的権利である著作財産権¹⁰の双方の保護を重視し、特殊職務著作物においては、自然人の著作者には著作者人格権のなかの氏名表示権のみを享有させ、それ以外の権利については法人等が享有する規定を定めている。

法的に著作権の帰属を決める必要があるが、そのためには、法人等に属する従業者が作成した著作物が、具体的に上記の三種類の著作物の中のどの著作物に該当するのかを認定する必要がある。

現実には、その認定の根拠となる中国著作権法の規定が曖昧であるため、法解釈をはじめ訴訟事件における裁判所の判断も一定ではない上に、職務に関する著作物を巡る社会的混乱や紛争事件等が数多く起こっている現実がある。このような事態を一刻も早く打開することが求められる。

中国著作権法は施行以来、2001年と2101年の二度にわたる法改正を行ったが、職務著作権制度については何も改正されなかったため、2011年3月、中国政府において第三回法改正に向けた作業が開始された。

このように、中国著作権法における職務著作権制度は、大きな問題を抱えているのが現状であり、早急に解決を図る必要がある。

1.2 先行研究

1991年の中国著作権法施行以来、中国では職務著作権制度について数多くの研究がなされている。これらの先行研究は数が多くかつ多岐に渡るものであるが、代表的な先行研究は下記のとおりである。

まず、職務に関する著作物の分類、識別や定義についての先行研究として、江平・沈仁干による「中華人民共和国著作権法解析」¹¹、李承武による「浅析法人作品职务作品的关系以及在法律上适用的意义」¹²、鄭小川による「也论法人作品与职务作品」¹³が知られている。

著作物の権利帰属に係る法理論についての代表的な先行文献として、劉春田の「知识产权法」¹⁴がある。

さらに、中国著作権法における職務著作権規定の改正についての先行研究として、彭濤¹⁵らが知られている。しかし、中国の職務著作権制度と日本の同制度を比較法的に検討したものはあまり知られていない。

1.3 研究目的・研究方法

中国著作権法が職務に関する著作物を「法人著作物」と「職務著作物」とに分けて規定しているのは、法人著作物において法人等の利益を保護するとともに、職務著作物において自然人創作者の権利を保護するという目的があることによるものである。

しかし、上述したとおり、中国著作権法の中に法人著作物と職務著作物の定義を並立することは、実務等を巡り大きな混乱が生じており法秩序において大きな障害となっている。この問題は、職務に関する著作物の定義が曖昧であるとともに、適切な法運用がされていないことに一因があるものと考えられる。そこで、中国における職務著作権制度の円滑な運用を図るためには、現状の正確な把握とその課題を明らかにするとともに、その解決策を見いだすことが重要である。

そこで、中国著作権法と同じ大陸法に属する日本著作権法における職務著作権制度について検討を加え、その課題を浮き彫りにすることで中国の職務著作権制度の課題の解決に資することができるものと考えられる。

そこで、本稿では、文献調査により、中国の職務著作権制度の現状と課題について日本著作権法における職務著作権制度と比較し、中国の職務著作権制度の課題の解決策の原資となすことを目的とする。

2. 日本の職務著作権制度

2.1 概要

2.1.1 沿革

近代における日本の著作権法制度は、1869（明治2）年、図書を出版する者の保護を目的として、出版条例が規定されたのがその始まりである。正式な法規となる著作権法は、1899（明治32）年に制定され、その後数回の改正を経て、現行の著作権法の基礎となる著作権法が1945（昭和20）年に制定された。

この著作権法の目的は、「著作物並びに実演、レコード、放送及び有線放送に関し著作者の権利及びこれに隣接する権利を定め、これらの文化的所産の公正な利用に留意しつつ、著作者等の権利の保護を図り、もつて文化の発展に寄与すること」である。（1条）

すなわち、本法は、著作者が生み出す「著作物」を保護対象とするとともに、著作隣接権者が生み出し、または作成した「実演」、「レコード」、「放送」及び「有線放送」をも保護対象としている。また、著作者は人格的利益の保護のための「著作者人格権」と「財産的利益」を保護するための「著作財産権」を有し、両者の権利を分離独立して保護している（17条）。

初めの職務に関する著作物の規定は、明治32年3月4日法律39号の著作権法（以下「明治32年法」という。）に「団体著作物」として定められている。以下のとおりである。

明治32年法6条

官公衙学校社寺協会社其ノ他ノ団体ニ於テ著作ノ名義ヲ以テ発行または興行シタル著作物ノ著作権ハ発表または興行ノトキヨリ三十年間継続ス

本6条の規定により、団体著作物が規定され、興行及び保護期間について規定がなされたが、その後、著作者人格権の法人への帰属を巡り二つの学説が存在するようになった。すなわち、法人が創作者足り得るという実在説と、自然人のみが創作行為をなし得るものであり、法人は単に権利行使をなしうるだけであるとする擬制説の間に争いがあった¹⁶。

そこで、1970（昭和45年）改正法¹⁷（以下「現行著作権法」という。）に、法人の概念が導入され、職務に関する著作物の規定が改正された。

法改正において、法人が著作者とみなす制度を導入した改正の理由について、加戸守行¹⁸は、①対外的信頼感を得るため、②著作物の利用についての弊害防止、③個人の創作者の個性より法人等の個性との結びつきが強い¹⁹ことをあげている。

2.1.2 概要

法人等の業務に従事する者が職務上作成する著作物で一定の要件を満たすものは、職務著作物であり、一般に「法人著作物」と呼ばれ、法人その他使用者（以下「法人等」という。）が著作者となる。

法人著作物は現行著作権法15条に以下のとおり、規定されている。

15条1項

法人その他使用者（以下この条において「法人等」という。）の発意に基づき、その法人等の業務に従事する者が職務上作成する著作物（プログラムの著作物を除く。）で、その法人等が自己の著作名義の下に公表した著作者は、その作成の時にける契約、勤務規則その他に別段の定めがない限り、その法人等とする。

2項 法人等の発意に基づきその法人等の業務に従事する者が職務上作成するプログラムの著作物の著作者は、その作成の時にける契約、勤務規則その他に別段の定めがない限り、その法人等とする。

中国著作権法では、職務に関する著作物が法人著作物、一般職務著作物、特殊職務著作物の三種類に分けられるが、日本の現行著作権法では、職務上において著作物が作成される場合が「職務著作物」であり、その中で、雇用者である法人が著作者となる場合が「法人著作物」であるが、法人のなかにはその他使用者、例えば、個人営業主、国、地方公共団体等法人に類するものも包含されている。実質的に法人著作物と職務著作物とは同義である。

この点について、作花文雄は、現行著作権法にいういわゆる「法人著作物」は厳密にいうと、「法人等著作物」であるとコメントしている²⁰。本稿では、法人等も含め、「法人著作物」という。

2.1.3 国際的な著作権法における日本著作権法の位置づけ

国際的な見地から眺めてみると、日本の著作権法全体としては大陸法の理念を取り入れつつ、職務著作権制度については、英米法を取り入れた作りになっている。

職務著作物の場合、著作者人格権はかすべての権利は法人に帰属することになる。この点について、次のような意見がある。

作花文雄は「日本の著作権法が全体の仕組みとしては大陸法に近接するとしても、この法系に属する諸国の法制に追随する合理性はなく、日本の社会実態に相応する法制として構築することが第一義に認められる。」²¹と述べ、現行の職務著作権制度を肯定している。

また、潮海久雄は「日本の職務著作制度は、著作者が著作者人格権の帰属主体であるという前提を維持している点では、あくまで従来の大陸法的な法体系を維持しながら、労働関係において、一定の要件の下で著作者を自然人たる従業者ではなく法人等とみなす点では、英米法的な考え方にたっており、大陸法と英米法の折衷的な制度であると位置づけることができる。」²²と述べている。

日本の職務著作権制度は、国際的な著作権法からみて、その位置づけは、著作権法全体としては大陸法を主とし、職務著作物については英米法を参照しており、現行の法制度については是認する学説が多いといえる。

また、本稿で後述する「ネットワーク講義本」事件（東京地裁平成20年6月25日判決）は、日本の著作権法が職務著作の規定（15条1項）を設けた趣旨として、次のように述べている。

「特許法と異なり、創作主義を採用しているため、著作物を利用しようとする第三者にとって、法人等の内部における権利の発生及び帰属主体が判然としないこと、法人等の内部における著作活動にインセンティブを与え

るために、資金を投下する法人等の使用者を保護する必要があること、従業者としても、法人等の使用者名義で公表される著作物に関してはその権利を法人等の使用者に帰属させる意思を有しているのが通常であり、その著作物に関する社会的評価も公表名義人である法人等の使用者に向けられるという実態が存することなどから、著作権及び著作者人格権のいずれについても、個別の創作者による権利行使を制限し、その権利の所在を法人等の使用者に一元化することによって、著作物の円滑な利用・流通の促進を図ったものであると理解すべきである。」

2.2 職務に関する著作物の成立要件

日本の著作権法における職務に関する著作物は、上記したとおり、法人著作物といわれるものであるが、次に、その成立要件について検討する。成立要件は、15条に基づくものであるが、日本では職務著作物の成立の5要件として学説上定着している²³。ここでは、その代表例として三山裕三による解釈を簡単に紹介する²⁴。

(a) 法人等の発意に基づくものであること

法人等の発意に基づくという意味は、例えば、従業者がアイデアを出し上司の了承を得たという場合も法人等の発意に基づいたといえることができる。

(b) その法人の業務に従事する者が作成したものであること

従事する者とは、一般的に労働法上の労働者を指す。従属関係の判断基準は、雇用契約によって判断できる。また、雇用契約がなくても雇用関係が存在する可能性も有り得る。

(c) 従業者が職務上作成した著作物であること

職務上とは、自分に与えられた仕事として著作物を作成することを指す。

(d) その法人の著作名義で公表するものであること

公表されていなくても、将来法人の著作名義で公表することが予定されていれば、この要件を充足する。

(e) 契約、勤務規則、その他に別段の定めがないこと

別段の定めとは、例えば、就業規則や労働協約等において、作成者個人を持って著作者とする旨の別異の特約がある場合である。このような場合にはもちろんそれに従い、作成者たる自然人が著作者となる。

3. 事例

ここで、日本において、職務に関する著作物が争点となった著作権法に係る事例について検討する。

3.1 事例 1

「RGB アドベンチャー」事件（最高裁平成15年4月11日第二小法廷判決）²⁵

【事件の経緯】

一審：東京地裁平成11年7月12日判決…請求棄却

控訴審：東京高裁平成12年11月9日判決…請求一部認容

上告審：最高裁平成15年4月11日第二小法廷判決…破棄差戻し

差戻し後・控訴審：東京高裁平成16年1月30日判決²⁶
…控訴棄却

【参照法令】

著作権法15条1項²⁷

【当事者】

原告・控訴人・被上告人：X（中華人民共和国（香港）国籍のデザイナー、トニー・ウェイマン・クー）

被告・被控訴人・上告人：Y（アニメーション等の企画・撮影等を業とする株式会社エーシーシープロダクション制作スタジオ）

【事件の概要】

Xは観光ビザによる1993（平成5）年7月15日から10月1日と1993（平成5）年10月31日から1994（平成6）年1月29日にわたる二回の来日と、就労ビザによる1994（平成6）年5月15日から1996（平成8）年6月5日の三回目の来日をした。その期間において、XはYの企画によるアニメーション作品「RPG アドベンチャー」のキャラクター（以下、「本件図画」という。）を作成した。Yは本件図画を使用して本件アニメーション作品を製作し上映した。そのとき、Xの氏名が本件アニメーション作品において本件図画の著作権者として表示されていなかった。そこで、Xは、本件図画の著作権者はXであるから本件図画に関する著作権及び著作権者人格権に基づいて、Yに対し本件アニメーション作品の頒布等の差止めと損害賠償を求めた。

Yは、本件図画はXがYとの雇用契約に基づいて職務上作成したものである。すなわち、著作権法15条1項の規定により、本件図画は法人著作物であるから、著作権者はYであると主張した。

一審は、最初の観光ビザで来日した時点での雇用契約の成立を認め、Xが著作権法15条にいう「法人等の業務に従事する者」にあたり、著作権者はYであると

した。なお、裁判所はこの雇用契約の就業規則中に著作権を法人側に帰属する趣旨の定めがあることを認定している。

これに対し、控訴審は、Xが就労ビザを取得していなかったこと、YがXに対して就業規則を示して勤務条件を説明していなかったこと、雇用保険料等が控除されていないこと、という事実から、三回目の来日以外の雇用契約の成立を否定し、Yが著作権者であることを否定した。そこでYは上告した。

【当事者の雇用等の関係】

Xは最初の来日時から、Yの従業員宿舎に賄い付きで居住し、居住費・食費等はY負担であった。Xの業務はYのオフィスにおいて行っている。Xは、Yより1993（平成5）年8月～1994（平成6）年2月まで、給与の支給を受けた。ただし、この間における雇用保険料、所得税等の控除はない。Yは上記の支給の都度、その内訳を明記した給料支払明細書をXに交付した。なお、当時、Xについてタイムカードや欠勤届、外出届等による勤務管理はなされていない。また、三回目の来日から退職届を提出するまでの間において、1994（平成6）年6月分からは、毎月、給与から雇用保険料、所得税及び雑費を控除した金銭の支給を受けるとともに、その内訳が明記された給与支払明細書の交付を受けた。

また、XがYのオフィス及びスタッフルームで行った作業に使用する画材等は、Yが調達したものを使用していた。

【当事者の主張】

【Xの主張】

本件図画の著作権者はXであり、Yの行為は本件図画についてのXの著作権と著作権者人格権を侵害するものである。

【Yの主張】

XとYは雇用関係にあり、本件図画はXがYの業務に従事する者として職務上作成したものであるから、職務著作物（著作権法15条1項）にあたり、その著作権者はYである。

【判旨の概要（最高裁）】

（1）「著作権法15条1項…の規定により法人等が著作者とされるためには、著作物を作成した者が「法人等の業務に従事する者」であることを要する。そして、法人等と雇用関係にある者がこれに当たることは明らかであるが、雇用関係の存否が争われた場合には、同項

の「法人等の業務に従事する者」に当たるか否かは、法人等と著作物を作成した者との関係を実質的にみたときに、法人等の指揮監督下において労務を提供するという事態にあり、法人等がその者に対して支払う金銭が労務提供の対価であると評価できるかどうかを、業務態様、指揮監督の有無、対価の額及び支払う方法等に関する具体的事情を総合的に考慮して、判断すべきものと解するのが相当である。」

(2)「これを本件についてみると… Xは、一回目の来日の直後から、Yの従業員宅に居住し、Yのオフィスで作業を行い、Yから毎月基本給名目で一定額の金銭の支払を受け、給料支払明細書も受領していたのであり、しかも、Xは、Yの企画したアニメーション作品等に使用するものとして本件図画を作成したのである。これらの事実は、XがYの指揮監督下で労務を提供し、その対価として金銭の支払を受けていたことをうかがわせるものとみるべきである。…ところが、原審は、Xの在留資格の種別、雇用契約書の存否、雇用保険料、所得税等の控除の有無等といった形式的な事由を主たる根拠として、上記の具体的事情を考慮することなく、また、XがYのオフィスでした作業について、Yがその作業内容、方法等について指揮監督をしていたかどうかを確定することなく、直ちに三回目の来日前における雇用関係の存在を否定したのである。…原審判決には、著作権法15条1項にいう「法人等の業務に従事する者」の解釈適用を違った違法があるといわざるを得ず、論旨は理由がある。…以上によれば、原審の判断には、判決に影響を及ぼすことが明らかな法令の違反があるため、上記部分につき本件を原審に差し戻すこととする。」

【判旨の概要（差戻後・控訴審）】

「Xは、Yの指揮監督下で労務を提供し、その対価として金銭の支払を受けていたものと認めるのが相当であり、XとYとの関係は、一回目の来日後から雇用関係であったというべきであり、本件全図画は、Yの業務に従事していたXが、その職務上作成したものであり、…である。」

【検討】

最高裁判決は以上のように述べ、裁判官全員一致の意見で破棄差戻し、差戻し後の控訴審（東京高判平成16年1月30日）は、上記の理由によりXの請求を棄却した。

著作権法15条の法人著作物と認定されるためには、法人等の業務に従事する者が職務上作成することが要件となる。この「法人等の業務に従事する者」とは、基本

的に法人等とその業務に従事する者が雇用契約を締結している場合が想定されるが、雇用契約の成立が曖昧な場合が問題となる。

裁判所は「一番では観光ビザで来日したとしても、雇用契約の就業規則中に著作権を法人側に帰属する趣旨の定めがある雇用契約は成立しており、Xは法人等の業務に従事する者であるから、Xの作成した著作物は法人著作物であってYが著作権を享有する」としている。最高裁判決は上記の一番判決を支持した。

「法人等の業務に従事する者」について、学説は、広義に解釈する説と狭義に解釈する説とに分かれている。

斉藤博は、「業務に従事する者を雇用関係の外にある者にまで広げることは妥当ではない。著作者の地位を取得できる使用者は、雇用関係から生ずる社会保険や安全配慮義務など、労務についても全面的な責任を負う者でなければならない。法人等の業務に従事する者を法人等と雇用関係にある者に限ろうとする見解が妥当である」^{28,29}と述べ、法人等の業務に従事する者を狭義に解釈する立場をとっている。

加戸守行は「従業者は、一般的には、労働法上の労働者と概念できるから、雇用関係のない部外者にたいして委託し、或いは委嘱して作成してもらったものは、使用者の支配下にある業務従事者の作成物には該当しない」³⁰とし、斉藤博と同じく狭義に解釈する立場をとる。

これに対し、紋谷暢男は「指揮命令関係に服して、その対価を受け取っているかどうかという形で決めていくべき」³¹と述べ、法人等の業務に従事する者を広義に解釈する立場をとっている。

「法人等の業務に従事する者」とは、一般に、法人との間に雇用契約のある従業者のことであるが、本事件では法人と被用者である創作者との間に雇用契約がなかったため、このような場合に、法人著作物（職務著作物）が成立するか否かが争点となった。

裁判所は、①法人等の指揮監督下において労務を提

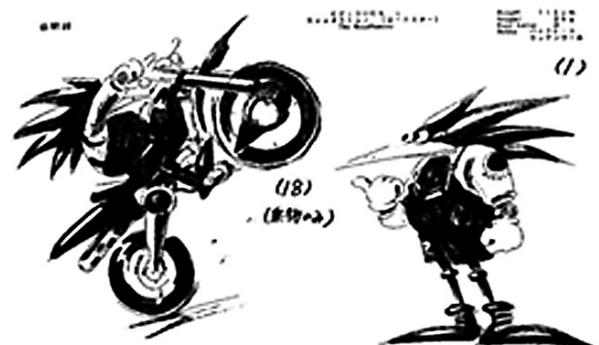


図1 「RGB アドベンチャー」事件の作品の一部図画

供するという実態にあること、②法人等がその者に対して支払う金銭が労務提供の対価であると評価できること、という二点を満たす者については「法人等の業務に従事する者」に相当すると解釈し、本件著作物は法人著作物であると判示した。この解釈は従来の学説や裁判例には見られなかったものであり、新しい判断といえる。

3.2 事例2

「ネットワーク講義本」事件（東京地裁平成20年6月25日判決）³²

【当事者】

原告：X（京西クリエイティブ株式会社）

被告：Y1（株式会社アドバンサーブ）

Y2（株式会社ケンソフト）

【事件の概要】

Xの元従業者AらはXに在職中、X教本を作成したが、その後AらはXを退職しY1を設立した。そこで、Y1はXに無断でXが著作者であるX教本を複製してY教本を作成した上、これにY1が著作者であるとの表示をしてY2に販売し、Y2がY教本に自己の名称を付記して表示したものを販売したところ、Xの複製権及び氏名表示権を侵害したとして、XがY1、Y2に対し、Y教本の複製・販売の差止め、損害賠償等を求めた。

【当事者の主張】

【Xの主張】

X教本は、Xの発意に基づいて企画され、Xの元従業者Aらが職務上作成し、Xの著作名義の下で公表された著作物であるから、このX教本は職務著作物であって、その著作権及び著作者人格権はすべてXに帰属する。

【Yらの主張】

X教本は講義担当講師であった元従業者Aらが講義をしやすくするために、自主的に作成したものをまとめたものにすぎず、その創作過程においてXの発意も指示もないから、職務著作物ではない。

【争点】

職務著作の成立性

【判旨の概要】

…職務著作が成立するためには、当該著作物が、①法人等の使用者の「発意に基づき」、②「その法人等の業務に従事する者」により、③「職務上作成」されたものであって、④「その法人等が自己の著作の名義の下に

公表するもの」であることが必要とされる（著作権法15条1項。以下、各要件を「要件①」、「要件②」等と表記する。）…原告教本については、次のとおり、職務著作の各成立要件をいずれも充足するものというべきである。

ア 要件①（原告の発意）

原告教本は、原告の前身である京西テクノスの時代から原告設立後に至るまで、そのエンジニア教育・育成サービスの事業のうちの教育事業のため、京西テクノスないし原告の従業員である講義担当講師らが、その講義の補助教材として作成したものが基本となっているのであるから、少なくとも、使用者である原告の包括的、間接的な意図の下で創作が行われたと評価することができ、①原告の「発意に基づき」作成されたものというべきである。

イ 要件②（原告の業務に従事する者）

原告教本を作成したのは、当時原告の従業員であったAらであるから、要件②の原告の「業務に従事する者」を充足している。

ウ 要件③（原告の職務上作成されたもの）

原告の従業員である講義担当講師らは、原告の業務として…原告教本の基本となる講義資料を作成したものであり…同講義資料は、上記従業員らが講義において行う説明と一体となるものであり、…上記従業員らによる当該講義資料の作成は、上記従業員らの行う職務の範囲に含まれると認められる。したがって、このような講義資料をとりまとめて作成された原告教本は、③原告の「職務上作成されたもの」ということができる。

エ 要件④（原告の著作の名義の下での公表）

原告教本は、その表紙において、原告を表す「KYOSAI」という表示が付されていることから、要件④の原告が「自己の著作の名義の下に公表するもの」を充足している。…したがって、本件においては、原告教本について職務著作が成立し、その著作権及び著作者人格権が原告に帰属するものと認められる。

【検討】

裁判所は、職務著作物の成立要件について検討し、X教本はXに帰属する職務著作物と認定した。

まず、職務著作の要件である法人等の発意について、YがX教本は当時、Xの元従業者Aらを中心とする講義担当者が講義をしやすくするための補足資料として、自主的に作成したものをまとめたものにすぎず、Xの発意も指示もなかった、として職務著作物（著作権法15条1項）としてのX教本の著作権及び著作者人格権のXへの帰属はないと反論したところ、裁判所は、X

教本については、Xのエンジニア教育事業のための講義の補助資料として作成されたものが基本となっていることを考慮し、少なくともXの包括的、間接的な意図の下でX教本の創作が行われたとして、Xの「発意に基づき」作成されたものとした。

また、従業者が職務上作成した著作物について、X教本が従業者により作成されたものであることに議論の余地はないが、職務上作成されたものか否かの要件について、裁判所は、「職務」についても、同様の観点から、法人等の使用者により個別的、具体的に命令された内容だけを指すのではなく、その職務の内容として従業者に対して期待されているものも含まれ、その「職務上」に該当するか否かについては、従業者の地位や業務の種類・内容、作成された著作物の種類・内容等の事情を総合考慮して、外形的に判断されるものと解すべきであるとした。その上で、裁判所はX教本の基本となる講義資料は、従業者が講義における説明と一体化するものであって、講義の内容と離れて従業者らの興味、関心に従って作成されたものではないから、このような講義資料をとりまとめて作成されたX教本は、Xの「職務上作成されたもの」ということができる、と認定した。

裁判所は、その他、XとAらには、著作権に係る別段の契約や勤務規則はないこと等の職務著作物の成立要件について判断し、著作権法15条1項の各要件を充足することから、X教本について職務著作が成立し、Xに著作権及び著作者人格権が帰属すると判断した。

裁判所の判断は、職務著作物の成立基準に則ったものであり、妥当なものであるといえる。

3.3 事例3

「四進レクチャー」事件（東京地裁平成8年9月27日判決）³³

【当事者】

原告：X（株式会社四谷大塚出版、組織変更前の商号「有限会社四谷大塚進学教室」）

被告：Y（株式会社アイ・シー）

【事件の概要】

Xは、各種テスト問題の作成販売及び指導等を業とする会社であり、株式会社四谷大塚（以下「進学研究社」「訴外A」という。）が主催する「四谷大塚進学教室」（以下「日曜教室」という。）で使われる「日曜教室テスト問題」（以下「X問題」という。）を作成し、これを訴外Aに販売している。Yは、図書及び印刷物の企画制作並びに販

売等を業とする株式会社であり、「被告作成テスト問題」（以下「Y問題」という。）を含む教材を印刷し、これを「四進レクチャー」の名称で販売頒布している。

Xは、「平常の日曜教室テスト問題」作成にあたり、日頃から指導育成している専門講師を各教科ともに数名ずつ選定し、原案の作成を委託し、作成された原案に対し原稿料を支払っている。Xと原案執筆者の間には、過去長年の慣行から、基本的かつ継続的な原案執筆の依頼及びこれを受託する旨の合意が存在しており、依頼の頻度も比較的定期的に行われ、その対価として一定額の基準が定められていた。

Yは、「四進レクチャー」の名称で、自習プリントと称して、X問題の中からY問題を複製印刷してこれを通信販売等により一般に販売した。そこで、XはXの著作権を侵害しているとしてYを提訴した。

【結論】

請求認容

【争点】

職務著作の成立性

【当事者の主張】

【Xの主張】

Xは、「日曜教室テキスト問題」という著作物（以下、「X問題」という。）を作成し、進学研究社（以下、「訴外A」という。）に販売している。X問題の一部を複製印刷して通信販売等を行ったYの行為は、Xの著作権を侵害する。

【Yの主張】

Xが、「法人である原告の発意に基づき」と主張しているものはX問題全体の企画にすぎず、一教科一回分ごとの各X問題が、Xの発意に基づくものでないことは、Xも自認している。Xは、「Xとの専属あるいは顧問契約を交わす専門家」にX問題の原稿の作成を委託する旨主張するが、これは、Xが外部の者に原稿の作成を「外注」することに他ならず、この専門家は「法人の業務に従事する者」には該当しない。

また、Xの指示内容というのもしばしば原稿の書き方といった形式であり、内容についての指示はカリキュラムに準拠することなど抽象的な指示に留まっている。Xが行っていたことは、作成されたX問題のチェックや確認に留まり、単にとりまとめる事務を行っていたにすぎない。したがって、原案執筆者がXの業務に従事する者とは言いがたい。したがって、X問題については、著作

権法15条1項の要件を満たさない。

【判旨の概要】

「平常の日曜教室テスト問題」… は、… 原告の策定したカリキュラム、予習シリーズ及び問題作成指針に則って原案が作成されるよう予め原案執筆者に依頼がなされ… 多方面からの検討が加えられ… した後… 最終的な問題の完成に至ること、原案執筆者は、原案として作成した… 問題が日曜教室で使用されることを了解してその作成依頼に応じている… こと、以上に照らすと、「平常の日曜教室テスト問題」… の原案の作成に当たっては、各原案執筆者は原告の指揮命令を受ける立場にあり、原告に問題の著作権全体を原始的に帰属させることを当然の前提にしているような関係にあると認められ、各原案執筆者も「法人等の業務に従事する者」に該当するものと解される。… そして、原告問題が右のような過程を経て作成される以上、各原案執筆者は、自己に与えられた職務として各問題の原案を作成したものと認められる。… 以上の事実を鑑みると、編集著作物である原告問題の著作権は原告に原始的に帰属していたものと認められる。

… 被告が、被告問題を含む「四進レクチャー」を作成してこれを通信販売したことは当事者間に争いはなく、… 被告が発行している「四進レクチャー」に掲載された被告問題が、原告問題（日曜教室テスト問題）に依拠していることは明らかであり、被告問題は… 各原告問題を複製したものであると認められる。

【検討】

裁判所は、テスト問題は著作物ではないというYの主張を斥け、その作成の意志決定者として法人がその編集著作権を持つことを認め、「四進レクチャー」の該当部分の複製・頒布を禁じるとともに損害賠償を命じた。

また、判決は、職務著作性について判断し、15条にいう「法人等の業務に従事する者」とは、「法人と雇用関係にある者ばかりでなく、法人と被用者との間に著作物の作成に関する指揮命令関係があり、法人にその著作権全体を原始的に帰属させることを当然の前提にしているような関係にあると認められる場合をも含む」としている。

この判決は、業務従事性に関する裁判例である事例1、事例2と同じく、従業者が法人等の業務に従事する者と認定されるか否かがその焦点となっている。本事件の特徴として、法人の従業員以外の外部の者が作成した著作物について、職務著作の成立性が争われたことがあ

げられる。本事件同様の事件として、「ブランカ写真」事件（東京地裁平成5年1月25日判決、判時1508号147頁）、「商品カタログ」事件（大阪地裁平成7年3月28日判決、知裁集27巻1号210頁）、「SMAPインタビュー記事」事件（東京地裁平成10年10月29日判決、判時1658号166頁）、「マクロス」事件I（原画）（東京地裁平成14年2月25日判決、判時1788号129頁）、「グリーン・グリーン」事件（東京地裁平成14年12月18日判決、判時1825号107頁）などがある。

4. 学説

日本の著作権法における職務著作権制度の趣旨については、様々な学説がある。1970（昭和45）年法改正において法人著作物の制度を導入した理由として、上記した加戸守行³⁴による①対外的信頼感の取得、②著作物の利用の弊害防止、③著作物の本来的な法人的性格、があげられる。

作花文雄は、法人等の内部で職務上作成された著作物について「社会的に評価や信頼を得て、その内容について責任を有するのは法人等であり、著作物の円滑な利用という観点から法人等が著作者となること、また企業の組織のなかで職務上作成される著作物に必要とされる人件費や物件費等はその組織が負うことを考慮すると、法人等が著作者となることに合理性が認められる」³⁵としている。

また、中山信弘は、職務著作権規定について「法人等の投下資本を保護するため、創作者と法人等の間の契約の有無にかかわらず、強行的に著作財産権を法人等に帰属させるものである」³⁶とし、法人著作物に対する見解を述べている。

その他、代表的なものとして以下の意見がある。

- ①現代では、著作物の創作者だけではなく、著作物の複製、商品化、販売、流通等を行う法人等や委託者のインセンティブを図る必要性も大きくなっている。³⁷（中山信弘）
- ②著作物という意識を持たないで日常創作される著作物は、創作者に創作のインセンティブを与えなくても毎日大量に創作される。³⁸（潮海久雄）
- ③著作物という意識をもって創作される典型的著作物の場合も、その創作が職務の範囲内であるならば、創作のインセンティブを与えなくても給与等が支払われる上に、法人等の指揮命令に基づき、或いは業務に不可欠なものとして創作することが多いと思われる。³⁹（森村進）

「法人が著作者となる」という15条の規定は創作者の人格的利益よりもむしろ法人等の投下資本、著作物を利用する法人の利益を強く保護するものである。これは、自然人による創作者主義の原則を守る大陸法に属する日本の著作権法としては例外規定である。

潮海久雄は、「このような創作者主義の原則に基づかない職務著作権制度を維持すべきかという点についてはさらに検討の余地がある」⁴⁰と述べ、「自然人の創作者の個性が反映された著作物の場合において、労働関係があるなかで著作物が作成されたという理由で、職務著作権規定を適用できるか否かが問題となる」⁴¹としている。

田村善之はこの点について、「①作成者は労務に対する報酬の形で経済的な埋め合わせを受けていること、②他の著作物に比べ愛着等の点で低いこと、③法人等の名義のものは、従業者個人が人格的利益を主張しないことから、その著作者人格権までも奪う帰結を採用してもあながち酷ともいえない」⁴²ことをあげ、論評を加えている。

日本における学説は、大方、現行の職務著作権制度を是認するものであるが、大淵哲也は、「職務著作成立の場合には、現実の創作行為を行った従業者以外の者である使用者が著作者とされ、よって著作者人格権の主体となるが、特に、その使用者が法人の場合には、この点に加えて、法人に著作者人格権が帰属することとなるという点も問題となる」⁴³とし、著作者人格権の移転について問題点を提起している。また、潮見久雄は「日本の立法者は、フランスの集合著作物参照の提言があるが、集合著作物の概念自体明確ではなく、Adolf Dietzの意見はフランスの集合著作物は百科事典、雑誌、新聞等をさすが、編集著作物と区別することが困難であり、また法典L.113-2条1項にいう共同著作物と混同される恐れがある」⁴⁴とし、懸念を表明している。また、浅野卓⁴⁵は、日本の研究者の学説について比較検討を行っている。

このように日本における職務著作権制度は、大陸法の法理念のなかで英米法を取り入れるという大陸法系のなかで法人等を著作者とする職務著作権制度を採ったことが特徴である。

5. 中国法への示唆

5.1 職務著作権制度の日中比較

①立法趣旨

1) 日本

日本著作権法は大陸法であるが、職務著作物については法人自体の人格の流出物であるから法人等に著作者

人格権が帰属するという英米法の法解釈を採用している。そこで、日本の職務著作権制度は、大陸法と英米法の折衷的な制度であると位置づけることができる⁴⁶。職務著作権制度の立法趣旨は、著作物の円滑な利用と法人等の投下資本を保護するためであり、法人等において著作活動にインセンティブを与えるためには、この資金投下を行う法人等を保護することが必要である。この立法趣旨により、法人等の利益を中心に著作権を保護している。

上記の事例で検討したとおり、職務著作物が法人著作物という一種類に限定されていてもその法解釈を巡り、数多くの裁判が起きている。

2) 中国

中国著作権法は、日本の著作権法と同様、大陸法に属するものであるが、法人著作物においては法人等を保護し、職務著作物においては自然人著作者を保護するという法人等と自然人の両者の権利を保護するとともに、自然人著作者と法人等の利益の保護を図っている点において、日本著作権法との差異がみられる。

②著作権の権利帰属

1) 日本

日本著作権法は、1970（昭和45）年の全面改正により、職務著作権関連において英米法の法理念を取り入れ、法人等の権利を重視するようになった。英米法は、著作権の財産的な権利の保護が中心であり、著作者人格権の保護については重視していない。職務上作成する著作物の「著作者は法人等とする」という日本の職務著作権制度において、法人が職務著作権を享有する。

2) 中国

中国著作権法では、法人著作物、一般職務著作物と特殊職務著作物という三種類の職務に関する著作物が存在する。

法人著作物は法人等がすべての著作権を享有し（中国著作権法11条3項）、一般職務著作物は自然人の著作者が著作権を享有する（同法16条1項）。また、特殊職務著作物は、自然人の著作者が氏名表示権のみを享有しそれ以外のすべての権利を法人等が享有する（同法16条2項）。

③利点と欠点

1) 日本

日本の職務著作権制度は、アメリカの職務著作権制

度の立法理念に近いといえる。契約や勤務規則等の規定がない限り、職務著作権を法人に帰属させるという規定は、中国と比べると、法人等と自然人著作者間の係争が生じる可能性は低減しているといえる。また、第三者による職務に関する著作物の利用が容易になる。

しかし、日本は大陸法系法規を基礎理念とする国として、このような規定は、著作権法の「創作者主義原則の例外規定」である。大陸法は、創作者の人格権の保護を重視しており、事実上職務に関する著作物の創作者は自然人の従業者であり、「創作者自身の人格の流出物としての著作物」という理論からみて、自然人の著作者の権利の保護が重要であるといえる。

著作者は「法人等」とする旨規定されている（日本著作権法15条1項）が、著作物の創作活動は自然人のみが行うことができるものである。

田村善之は、この規定について「個別の著作者の権利行使を制限し、法人と従業者間の契約や就業規則、職務命令等により、従業者個人が人格的利益を主張しない。」⁴⁷と述べ、この規定は、法人の権利保護が重視され、自然人著作者の権利保護が弱いと述べている。また、法人は自然人の集合体ではあるが、法人自体として、創作活動を行う能力があるか否かも問題であろう。

2) 中国

中国著作権法における職務に関する著作物の立法趣旨により、法人等と自然人著作者の両者の権利を保護するため、三種類の職務に関する著作物の規定を置いているが、日本法の一種類と比較し、職務著作権について多くの規定を置いている。

しかし、それらの著作物は、法律条文の規定と権利帰属が不明確であるため、著作物相互の明確な判断基準が曖昧化しており、三種類の著作物のうちの著作物に相当するかの判断が困難化している現状がある。特に、一定の条件下ではあるが、法人を著作者とみなす旨の規定（中国著作権法11条3項）がある。

上記の日本の場合と同じように、大陸法系の国として、法人等が著作者人格権と著作財産権を享有することが認められている。

5.2 中国法への示唆

日本著作権法と中国著作権法はともに、大陸法であるが、職務著作権制度については英米法系をも参照している。ここで、日本著作権法の「職務著作物」を一種類に限定している法制度は中国の法人著作物及び職務著作物に関する改正案を提案する際、参考になるものといえ

る。

また日本著作権法と中国著作権法はいずれも契約の対価に関する規定がない。この点において、日本の特許法では、対価請求に関する規定を置いている（特許法88条等）。同じ知的財産法の範疇に属する法律として、著作権法においても対価の請求に関する規定の設置について考慮する価値はあるものと思われる。

これについて提言を唱える学者もいる。

半田正夫は「著作権が法人等に帰属するとしても創作従事者に相応の報酬が支払われ、あるいは処遇がなされてしかるべき場合があるものと想定されるが、法制度上は関与していない。この点、特許法35条の職務発明制度とは異にしている。著作権制度としては、法による関与ではなく、創作のインセンティブや優れた人材の確保等の観点から、当事者において妥当な状況が自ずと生成されることを期待しているといえる」⁴⁸旨述べている。この指摘について、浅野卓は、「すべての職務著作の対価が給与等に含まれているとまでは言い難いので、業務従事者の報酬について個別に定めることもできる」⁴⁹と提言した。

また、上野達弘は、「日本法においては、著作権の譲渡も利用許諾も自由である。ライセンス料や著作権譲渡の対価は当事者が自由に決定できる。…著作者が事後的に追加的な報酬を請求することも予定されてないので…実際のところ、著作権譲渡契約書に、甲は乙に著作権を譲渡する…というような条項がよく見受けられる」⁵⁰と述べている。

また、中山信弘⁵¹は、「…著作権者による優越的地位の濫用が問題となる場合存在する。」「…私は、著作物の全てを譲渡しても、それなりの対価を得ればそれはそれで構わないと思う…」「法15条によって、法人である著作者には契約法は不要だが、自然人クリエイターである著作者にはこれを保護するための契約法が必要である。」⁵²とともに、相当の対価を求めることが必要であり、そのための契約法が設立されるべきであるとしている。

したがって、中国の著作権法の改正を検討する際に、日本の職務著作権制度を参照することが有意義な結論をもたらすものといえる。

6. おわりに

本稿は、日本著作権法における職務著作権制度の内容について、事例を中心として検討を加えることにより、中国の職務著作権制度の原資となるべく論究を行った。

これにより、中国の職務著作権制度は、日本の制度と比較し、職務に関する著作物が、法人著作物、一般職務著作物、特殊職務著作物の三種類のものが混在する。日本の職務著作権制度では、法人著作物のみであるが、一種類に統一されていても、その法解釈においてさまざま揺れが生じているといえる。一種類の職務に関する著作物に統一されていても、みてきたような混乱が生じているのであるから、三種類の職務に関する著作物が存在する中国の職務著作権制度が收拾のつかないものになっていることは納得がいく。

すなわち、少なくとも中国の著者著作権制度は、日本の制度のように、まず「法人著作物」に一本化すべきである。その上で法解釈・法運用において混乱が生じないように条文規定を著作権法に置くべきである。

今後の課題として、国際条約や世界各国における職務に関する著作権制度の検討を行い、中国法への示唆を行いたいと考えている。

参考文献

- 李暢, 松縄正登: 中国職務著作権制度の法的課題. 日本知財学会誌, 10巻, 1号, 59~73頁, 2013.9
- 三山裕三: 著作権法詳説一判例で読む16章(第7版). 雄松堂, 2009.9
- 半田正夫: 著作権法概説(13版). 法学書院, 2007.6
- 中山信弘: 著作権法. 有斐閣, 2007.10
- 中山信弘: 工業所有権法上(第2版). 弘文堂, 2000.4
- 中山信弘: 著作権法の動向, 鴻常夫先生古稀記念「現代企業立法の軌跡と展望」. 民事法務研究会, 1995
- 中山信弘: デジタル時代における財産権的情報の保護. 法曹時報, 49巻, 8号, 1997
- 潮海久雄: 職務著作制度の基礎理論. 東京大学出版会, 2005.4
- 森村進: 財産権の理論. 弘文堂, 1995
- 田村善之: 著作権法概説(第2版). 有斐閣, 2004.3
- 作花文雄: 著作権法一制度と政策(第3版). 発明協会, 2008.4
- 中国知的財産権白書(2006-2007). サーチナ総合研究所, 2007
- WIPOが管理する著作権及び隣接権諸条約の解説並びに著作権及び隣接権用語解説. 社団法人著作権情報センター(CRIC), 2007.3
- 彭涛(著), 鈴木賢・金勲(訳): 中国の著作権法における職務著作について. 知的財産権法政策学研究, 4巻, 2004
- 駒田泰士: 職務著作の準拠法. 知的財産権法政策学研究, 5巻, 2005
- 作花文雄: 法人著作の成立要件と業務従事者の認定—『RGBアドベンチャー』事件をめぐる論点と課題—. コピライト, 2004.4
- 何連明, 劉国凡: 特集「中国の知的財産制度」, 中国における著作権法制度, 判例紹介. パテント, 61巻, 6号, 2008
- 文学及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約(パリ規定, 1971年). 社団法人著作権資料協会, 1979.
- 田村善之: 著作権概説(第2版). 有斐閣, 2004.3
- 半田正夫: 著作権法概説(第13版). 法学書院, 2007.6
- 菅野和夫: 労働法. 弘文堂, 2005.4
- 作花文雄: 法人著作の成立のための業務従事者の要件. 知財管理, 54巻, 8号, 2004
- 作花文雄: 法人著作の成立要件と業務従事者の認定—「RGBアドベンチャー」事件をめぐる論点と課題—. コピライト, 2004.4
- 上野達弘: 職務著作における「法人等の業務に従事する者」. 民商法雑誌, 2004
- 潮海久雄: 職務著作規定における法人等の業務に従事する者—RGBアドベンチャー事件—. ジュリスト, 1269号, 2004.6
- 中嶋士元: 職務著作の前提となる「雇用関係」の成否. ジュリスト, 1235号, 2002.12
- 浅野卓: 職務著作要件論—職務著作成立の許容性を探る. パテント, 63巻, 9号, 2010
- 作花文雄: 法人著作の成立のための業務従事者の要件. 知財管理, 54巻, 8号, 2004
- 黒瀬雅志: 中国における知的財産をめぐる動向. 特許研究, 44号, 2007.9

中国語文献

- 吳漢東: 知識产权法(第四版)(和訳: 知的財産権法(第四版)). 中国政法大学出版社, 2007, 北京
- 馮曉青: 知識产权法利益平衡理論(和訳: 知的財産権の利益バランス理論). 中国政法大学出版社, 2006.8, 北京
- 白光: 版权糾紛 管理法律實案50例(和訳: 版權

- 紛争 管理法律実案50例). 经济管理出版社, 2005.7, 北京
33. 張燕強: 知识产权法原理与实务 (和訳: 知的財産権法原理と実務), 上海財經大学出版社, 2005.3, 上海
34. 胡開忠: 知识产权法比较研究 (和訳: 知的財産権に関する比較研究). 中国人民公安大学出版社, 2004.10, 北京
35. 張学兵: 著作权法 案例・学理精解 (和訳: 著作権法 判例・理論解釈). 中国経済出版社, 2004.9, 北京
36. 劉岸華: 著作权使用手册 (和訳: 著作権实用ハンドブック). 人民出版社, 2004.2, 北京
37. 伊田: 民事主体理论与立法研究 (和訳: 民事主体理論と立法研究). 法律出版社, 2003, 北京
38. 江平: 民法学 (和訳: 民法学). 中国政法大学, 2002.1, 北京
39. 吳漢東: 知识产权法 (和訳: 知的財産権法). 中国政法大学出版社, 2002, 北京
40. 吳漢東, 曹新明等: 中国区域著作権比較研究 (和訳: 中国区域著作権制度の比較研究). 中国政法大学出版社, 1998, 北京
41. 李永明: 知识产权 (第1版) (和訳: 知的財産権 (第1版)). 杭州大学出版社, 1996, 杭州
42. 張平: 知识产权详论 (第2版) (和訳: 知的財産権詳論 (第2版)). 北京大学出版社, 1994, 北京
43. 龍斯榮: 知识产权法論 (第1版) (和訳: 知的財産権法論 (第1版)). 吉林大学出版社, 1992, 吉林
44. 江平, 沈仁干: 中华人民共和国著作权法解析 (和訳: 中華人民共和国著作権法の分析). 中国国際出版社, 1991, 北京
45. 王立敏: 论法人人格权 (和訳: 「論法人人格権」). 法制与社会, 2009.3 (上)
46. 韓統峰: 浅析职务著作的判断标准 (和訳: 簡略職務著作の判断基準). 新西部 (下半月), 2008.2
47. 宁崇怡: 议“五羊雕塑”案中著作权的归属 (和訳: 「五羊彫刻」紛争における著作権帰属に関する検討). 法律倉庫, 2008.11
48. 杜晶: 论法人人格权之肯定 (和訳: 法人人格権に関する肯定を論ずる). 研究生法学, 2007.2
49. 張昱著: 著作权权利归属的研究 (和訳: 著作権の権利帰属問題に関する研究). 内蒙古大学学报 (人文社会科学版), 2006.1
50. 周毓: 法人人格权探析 (和訳: 法人の人格権に関する検討). 商丘職業技術学院学报, 2006.1
51. 楊述興: 职务作品和法人作品 (和訳: 職務著作と法人著作). 電子知的財産権, 2005.5
52. 涂茵: 职务作品与非职务作品的认定 (和訳: 職務著作及び非職務著作の認定). 図書館建設, 2005.1
53. 王芳: 论职务作品的界定及其著作权的归属. (和訳: 検討・職務著作の認定及びその著作権の帰属). 科学技術と出版, 2005.1
54. 王ヤン梅: 单位社会责任法理学研究 (和訳: 企業社会责任法理学研究). 吉林大学, 2005
55. 伊田: 论法人人格权 (和訳: 論法人人格権). 法学研究, 2004.4
56. フン遠景, 陳希宁: 科技期刊作者署名权探析 (和訳: 科学技術に関する定期刊行物の作者の氏名表示権の検討). 科学技術編集出版研究文集 (第七集), 2003
57. 何敏: 企业知识产权保护与管理实务 (和訳: 企業の知的財産権保護と管理実務 (第1版)). 法律出版社, 2002

注

- ¹ 本稿では、1991年施行著作権法を、「中国著作権法」または「中国法」という。
- ² 魏啓学: 中国知財法制度～特集「中国」. パテント, 65巻, 9号, 2012, 7頁
- ³ 上記の注2参照
- ⁴ 本稿では、「職務に関する著作物」を、「法人著作物」、「職務著作物」、「一般職務著作物」、「特殊職務著作物」他、職務に関連する著作物の総称として使用する。
- ⁵ 本稿では、「職務著作権」を「職務に関する著作権」の略記として使用する。なお、「職務に関する著作物」については略記せず、そのままの用語を用いる。これは、中国著作権法において「職務著作物」の規定が存在するため、「職務に関する著作物」について略記し「職務著作物」とすると中国著作権法上の「職務著作物」と混同を生じるためである。
- ⁶ 中国著作権法11条3項に、「法人著作物」という用語は明示されていないが、学者間では、本項で定義される著作物を「法人著作物」と呼称していることから、本稿においても同法11条3項で定義される著作物を「法人著作物」と呼ぶ。また、「職務著作物」という用語は同法16条2項に明示されているが、「一般職務著作物」「特殊職務著作物」という用語は中国著作権法において定義されていない。この点について、上記の「法人著作物」と同様、学者間では、同

法16条1項で規定される職務著作物を「一般職務著作物」、同条2項で定義される職務著作物を「特殊職務著作物」という用語を用いていることから、本論文において、これらの用語を使用する。

⁷ 中国著作権法は、1条において法目的を規定し、著作権制度の本質的意義を明確にすると同時に著作権法の基本方針を打ち出している。日本国著作権法（昭和45年5月6日法律48号）（以下「日本著作権法」または「日本法」という。）においても、1条にその目的を表しており、両者は表現において異なるもののその内容についてはほぼ同じである。

中国著作権法1条の規定は以下のとおりである。「この法律は、憲法に基づき、文学的、美術的および学術的著作物の著作者の著作権並びに著作権に関連する権利を保護し、社会主義の精神的文明および物質的文明の建設に寄与する著作物の創作と普及を奨励し、社会主義の文化および学術の発展と繁栄を促進することを目的として、制定される。」

⁸ Stephen M. Stewart: *International Copyright and Neighboring Rights 2nd*. Butterworths, London, 1989, p.26

⁹ 著作者人格権は、中国著作権法では、単に「人格権」というが、同義である。本稿では、人格権、著作者人格権という二つの用語を同義語として使用する。

¹⁰ 著作財産権は、中国著作権法では、単に「財産権」というが、同義である。本稿では、財産権、著作財産権という二つの用語を同義語として使用する。

¹¹ 江平・沈仁干：中華人民共和国著作権法解析（和訳：中華人民共和国著作権法の分析）。中国国際出版社、165頁、1991

¹² 李承武：浅析法人作品职务作品的关系以及在法律上适用的意义（和訳：法人著作物と職務著作物の関係及び法律上の適用について）。知识产权（和訳：知的財産権）、1997

¹³ 鄭小川：也论法人作品与职务作品（和訳：法人作品及び職務作品に関する議論）。知识产权（和訳：知的財産権）、1997.3.

¹⁴ 劉春田：知识产权法（和訳：知的財産権法）。中国人民大学出版社、2000、91頁

¹⁵ 彭涛（著）、鈴木賢（訳）、金勲（訳）：中国の著作権法における職務著作について。知的財産権法政策学研究、4号、2004

¹⁶ 潮海久雄：職務著作制度の基礎理論。東京大学出版会、2005.4、19頁

¹⁷ 日本における現行著作権法は、昭和45年5月6日法

律48号による改正法である。

¹⁸ 加戸守行：著作権法逐条講義（5訂新版）。著作権情報センター、2006、144頁

¹⁹ 潮海久雄：職務著作制度の基礎理論。東京大学出版会、2005.4.26、11-14頁参照

以上3つ以外また、法人等の主体的発意または指示に基づいて創作される面が多く、法人等の名義で公表する性質を有すること。

²⁰ 作花文雄：著作権法制度と政策（第3版）。発明協会、2008.4、74頁

²¹ 作花文雄：著作権法制度と政策（第3版）。発明協会、2008.4、76頁

²² 潮海久雄：職務著作制度の基礎理論。東京大学出版会、2005.4、33-34頁

²³ 例えば、（1）作花文雄：詳細著作権法（第4版）。ぎょうせい、東京、2010.4、188-192頁（2）半田正夫：著作権法概説（第13版）。法学書院、東京、2007.6、63-66頁等参照

²⁴ 三山裕三：著作権法詳説—判例で読む16章（第7版）。雄松堂、東京、2009.9、160頁

²⁵ 判例時報、1822巻、133-137頁、判例タイムズ、1123巻、94-97頁、著作権百選（No.33事件）、民商、130巻、1号、132頁

²⁶ 平成15年（ネ）2088号事件、裁判所HP参照。

²⁷ 著作権法15条1項

法人その他使用者（以下この条において「法人等」という。）の発意に基づきその法人等の業務に従事する者が職務上作成する著作物（プログラムの著作物を除く。）で、その法人等が自己の著作の名義の下に公表するものの著作者は、その作成の時における契約、勤務規則その他に別段の定めがない限り、その法人等とする。

²⁸ 齊藤博：著作権法。有斐閣、2007、118頁

²⁹ 齊藤博：著作権法。有斐閣、2007、126頁

³⁰ 加戸守行：著作権法逐条講義（三訂）。著作権資料協会、1979、88頁

³¹ 紋谷暢男：職務著作—職務発明等の職務上の創作との関連—。コピーライト、510号、2003.10、2-13頁、

³² 東京地裁平成20年6月25日判決（平成19年（ワ）577）、最高裁判所HP：<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20080626172747.pdf>（2013.10.1参照）

³³ 「日曜教室問題」事件、または「四谷大塚試験問題」事件ともいう。判例時報、1645号、129-149頁（東京地裁昭和63年（ワ）9433号）

- ³⁴ 潮海久雄：職務著作制度の基礎理論。東京大学出版会，2005.4，11-14頁参照
- ³⁵ 作花文雄：著作権法制度と政策（第3版）。発明協会，2008.4，73-74頁
- ³⁶ 中山信弘：著作権法の動向，鴻常夫先生古稀記念「現代企業立法の軌迹と展望」。民事法務研究会，1995，884頁
- ³⁷ ①中山信弘：デジタル時代における財産権的情報の保護。法曹時報，49巻，8号，1854頁 ②中山信弘：工業所有権法上（第2版）。弘文堂，2000.4，6頁，7頁，13頁
- ³⁸ 潮海久雄：職務著作制度の基礎理論。東京大学出版会，2005.4，16頁
- ³⁹ 森村進：財産権の理論。弘文堂，1995，172頁，
- ⁴⁰ 潮海久雄：職務著作制度の基礎理論。東京大学出版会，2005.4，15頁参照
- ⁴¹ 潮海久雄：職務著作制度の基礎理論。東京大学出版会，2005.4，14頁参照
- ⁴² 田村善之：著作権法概説第2版。有斐閣，2001，377頁
- ⁴³ 大淵哲也：著作者人格権の主体。著作権研究，33号，著作権法学会，2006，15頁
- ⁴⁴ 潮海久雄：前掲注41の「職務著作制度の基礎理論」，13頁参照
- ⁴⁵ 浅野卓：職務著作要件論—職務著作成立の許容性を探る—。パテント，63巻，9号，2010
- ⁴⁶ ①潮海久雄：大陸法（ドイツ法・フランス法）からみたわが国職務著作制度—比較法からの視点から—。著作権研究，30号，2003，99頁。
②潮海久雄：著作権法における創作者主義の変遷過程—職務著作制度の分析を中心として—。法学協会雑誌，116巻，12号，1999，1976-1978頁
- ⁴⁷ 田村善之：著作権法概説（第2版。有斐閣，東京，2004.3，376-377頁
- ⁴⁸ 半田正夫，松田政行：著作権法コンメンタール1。勁草書房，2009.1，670頁
- ⁴⁹ 浅野卓：職務著作要件論—職務著作成立の許容性を探る—。パテント，2010，63巻，9号，112頁
- ⁵⁰ 上野達弘：国際社会における日本の著作権法—クリエイタ指向アプローチの可能性—。コピーライト，2012.5，16頁
- ⁵¹ 中山信弘：著作権法。有斐閣，2007，322頁
- ⁵² 中山信弘：中山信弘発言。著作権研究，32号，2007，98頁

(平成26年3月31日受付)

(平成26年7月11日採録)